

裾野市污水处理施設整備構想 (概要版)

静岡県 裾野市

目 次

1	汚水処理施設整備構想について	1
1.1	汚水処理施設整備構想とは.....	1
1.2	汚水処理施設の概要	1
2	裾野市の現状と課題.....	4
2.1	整備状況.....	4
2.2	汚水処理における課題.....	4
3	汚水処理施設整備構想の内容	5
3.1	基本方針.....	5
3.2	整備計画（アクションプラン）の検討結果	6

1 汚水処理施設整備構想について

1.1 汚水処理施設整備構想とは

家庭や事業所からの汚水を処理する施設を「汚水処理施設」と呼び、本市では、公共下水道、浄化槽による汚水処理を実施しています。

近年、人口減少や高齢化の本格化や地域社会構造の変化等、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しています。また、市町の財政が依然として厳しい状況にあるため、汚水処理施設の整備についても一層の効率化を図ることが急務となっています。

このような状況を勘案した汚水処理施設を所管する国土交通省、農林水産省、環境省は、未整備地区における汚水処理の早期概成実現のため「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル 平成 26 年 1 月（以下、構想マニュアル）」を従来マニュアルの改訂版としてとりまとめを行いました。

「汚水処理施設整備構想」とは、上記の構想マニュアルを基に、汚水処理施設の効率的かつ適正な整備手法を定め、今後 10 年程度を目途に汚水処理施設の概成を目標とした整備計画（アクションプラン）を策定することにより、整備実施のための基本方針を示すものです。

1.2 汚水処理施設の概要

1) 汚水処理施設のしくみ

汚水処理施設は、公共下水道を代表とする複数の家庭や事業所からの汚水を管渠で集約して 1 箇所で処理する「集合処理」と、各家庭や事業所で浄化槽により汚水を処理する「個別処理」に大別することができ、それぞれ以下のような特徴があります。

①集合処理

- ・家屋や事業所が密集した市街地や集落の汚水処理に適しています。
- ・整備に比較的長い期間を要します。
- ・処理施設が 1 箇所となるため維持管理の手間が集約されます。

②個別処理

- ・家屋や事業所がまばらな地区の汚水処理に適しています。
- ・比較的短期間で整備が可能です。
- ・各家庭、事業所の浄化槽毎に定期的な点検・検査が必要です。

2) 汚水処理施設の効果

汚水処理施設を整備することで以下の効果が期待できます。

- 生活雑排水等の汚水を処理することで、川や海は本来の美しい水を取りもどします。



- 悪臭や汲み取りの手間から解放され、清潔で快適な生活ができます。



- 汚水が周辺水路に流れなくなるため、蚊やハエの発生を防ぎ、伝染病を予防します。



3) 汚水処理施設整備事業の種類

次に示すとおり、汚水処理の整備に関する事業メニューは様々ですが、本市では、これらの事業のうち、「公共下水道事業」、「浄化槽設置整備事業」を実施しています。

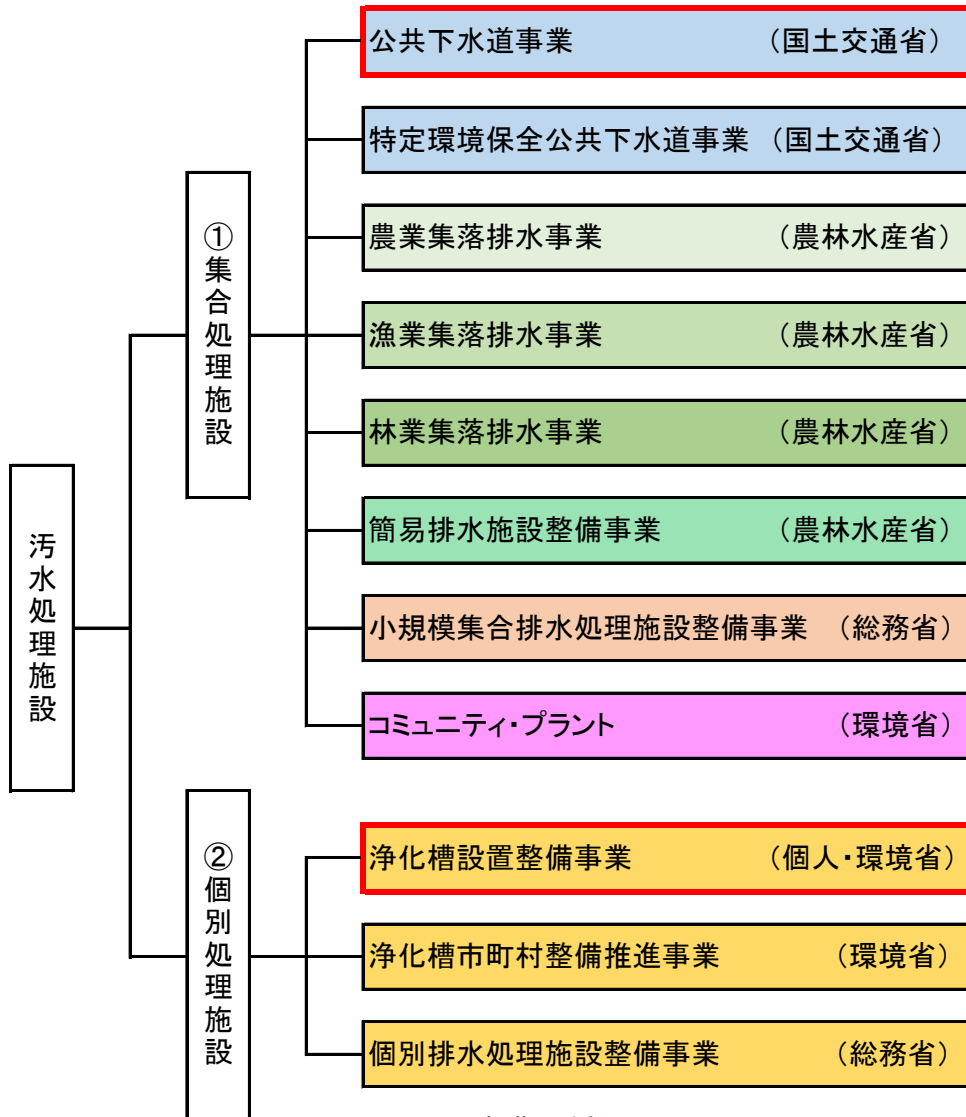


図 1.1 事業の種類

2 裾野市の現状と課題

2.1 整備状況

本市の汚水処理人口普及率は、平成 28 年度末で 78.6%となっており、整備手法別では公共下水道 41.3%、浄化槽 37.2%となっています。

表 2.1 処理人口及び普及率（平成 28 年度実績）

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	362.00	21,735	41.3%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	19,587	37.2%
整備済計		－	41,322	78.6%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	11,268	21.4%
合計（行政人口）		－	52,590	100.0%

※普及率 = 処理人口 / 行政人口 × 100

2.2 汚水処理における課題

平成 28 年度末における汚水処理人口普及率は、78.6%であり、静岡県全体の 79.6%より若干低い値です。

本市の公共下水道は現在、事業計画区域のうち、市街化区域の整備を進めている状況ですが、厳しい財政状況の中で、効率的・効果的な整備を実施していく必要があります。

また、併せて合併処理浄化槽の整備を進め、汚水処理人口普及率の向上を目指す必要があります。

3 汚水処理施設整備構想の内容

3.1 基本方針

1) 事業手法の選定

本市では、現在、「公共下水道事業」、「浄化槽設置整備事業」を実施していますが、今後もこれらの事業で汚水処理を進めていきます。

2) 整備計画（アクションプラン）の対象期間・目標年次

対象期間は平成 29 年度～平成 38 年度の 10 年間とし、平成 38 年度を目標年次として汚水処理施設の概成を目指した整備計画(アクションプラン)とします。

3) 整備方針

①公共下水道

- ・事業計画区域（462.3ha）の未整備区域のうち、市街化区域（99.2ha）を対象期間に整備を進めます。
- ・概ね、「富沢・桃園地区」⇒「水窪地区」⇒「岩波地区」の順に整備を進める予定です。また、併せて中央幹線（国道 246 号横断箇所周辺）の整備を進めます。
- ・構想マニュアルに基づき、集合処理（公共下水道）による整備費用と個別処理（合併処理浄化槽）の整備に要する費用（建設費＋維持管理費）と比較し、経済性の観点から検討を行った上で、「事業進捗状況」、「土地利用状況」、「周辺環境」、「地域特性」、「整備の効率性」、「整備可能量」等を踏まえた総合評価により整備優先順位を設定します。
- ・全体計画区域（794.36ha）のうち、事業計画区域内の市街化調整区域及び事業計画区域外の区域については、平成 39 年度以降に整備手法について検討を行います。

②合併処理浄化槽

- ・合併処理浄化槽の新規設置や単独処理浄化槽から合併浄化槽への転換に対しては、従来通り補助金を交付します。
- ・リーフレットの配布等による啓発活動を行うことにより、合併処理浄化槽整備を推進します。

※なお、公共下水道未整備地域については、公共下水道接続以外の方法も含め効率の良い汚水処理方法を検討してきます。

3.2 整備計画（アクションプラン）の検討結果

上記の基本方針に基づき検討した結果を次に整理しました。

汚水処理人口普及率の目標としては、中間年次の平成33年度で約82%、目標年次の平成38年度で約87%を目指し、鋭意、汚水処理施設の整備を進めていきます。

なお、整備計画（アクションプラン）は、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢は年々変化していくことを踏まえて、概ね5年毎に見直しを実施する予定です。

表 3.1 汚水処理状況及び将来整備計画

【実績：平成28年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	362.00	21,735	41.3%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	19,587	37.2%
整備済計		－	41,322	78.6%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	11,268	21.4%
合計（行政人口）		－	52,590	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

【将来計画 中間年次：平成33年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	402.21	22,973	43.6%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	20,208	38.3%
整備済計		－	43,181	81.9%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	9,519	18.1%
合計（行政人口）		－	52,700	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

【将来計画 目標年次：平成38年度】

整備手法		整備面積 (ha)	処理人口 (人)	普及率 (%)
集合処理施設	公共下水道（流域関連）	461.20	24,723	47.4%
個別処理施設	合併処理浄化槽	－	20,886	40.0%
整備済計		－	45,609	87.4%
未整備（単独処理浄化槽・汲み取り）		－	6,591	12.6%
合計（行政人口）		－	52,200	100.0%

※普及率＝処理人口／行政人口×100

表 3.2 整備計画（アクションプラン）期間内の建設費

項目	事業費（千円）	
	中間年次 計(H29～H33)	目標年次 計(H29～H38)
汚水管渠	1,307,848	2,697,366
流域下水道建設負担金	83,329	211,369
合計	1,391,177	2,908,735

【アクションプラン図面添付】